厚生労働省

月報 愛知労働局

■ 最近の雇用情勢 平成 29 年 7 月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
■ 平成 29 年 7 月末現在の労働災害発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
■ 最低賃金改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
■ 平成 29 年度全国労働衛生週間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
■ 「愛知県地域両立支援推進チーム」を設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
■ ええがね愛知の夏！就職フェア 2017 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
■ 「労働契約法」に基づく「無期転換ルール」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
■ 監督署＆安定所コーナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
■ 主なイベントの予定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

最近の雇用情勢 平成 29 年 7 月

職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は前月から低下したが、引き続き改善している

○ **有効求人倍率（季節調整値） 1．84倍 対前月－0．02ポイント**
- 17 か月ぶりに前月を下回った。
- 有効求人数は減少（前月比 0.8%減）、有効求職者数は増加（前月比 0.3%増）。

○ **新規求人倍率（季節調整値） 2．70倍 対前月－0．20ポイント**
- 2 か月連続で前月を下回った。
- 新規求人数は減少（前月比 7.0%減）、新規求職者数も減少（前月比 0.2%減）。

○ **正社員有効求人倍率（原数値） 1．32倍 対前年同月＋0．21ポイント**

平成 29 年 7 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業種＼年別	平成29年	平成28年同期	平成28年同期比	増減率
製造業	905 （ 7 ）	919 （ 5 ）	−14 （ 2 ）	−1.5
建設業	309 （ 8 ）	309 （ 1 ）	0 （ 7 ）	0.0
陸上貨物運送事業	470 （ 2 ）	404 （ 2 ）	66 （ 0 ）	16.3
小売業	387 （ 0 ）	333 （ 1 ）	54 （ −1 ）	16.2
通信業	71 （ 0 ）	65 （ 0 ）	6 （ 0 ）	9.2
社会福祉施設	136 （ 0 ）	145 （ 0 ）	−9 （ 0 ）	−6.2
飲食店	130 （ 0 ）	112 （ 1 ）	18 （ −1 ）	16.1
清掃・と畜業	172 （ 1 ）	143 （ 1 ）	29 （ 0 ）	20.3
上記以外の事業	532 （ 2 ）	536 （ 6 ）	−4 （ −4 ）	−0.7
合計	**3,112 （ 20 ）**	**2,966 （ 17 ）**	**146 （ 3 ）**	**4.9**

※( )内は死亡者数で内数である。

平成 29 年 7 月末における死亡災害は、全産業で 20 人（前年同期比 3 人増）となりました。業種別では、製造業は 7 人（同 2 人増）、建設業は 8 人（同 7 人増）です。

休業 4 日以上の死傷災害は 7 月末で 3,112 人となっており、前年同期比 146 人（4.9%）増です。製造業では、14 人（1.5%）減ですが、陸上貨物運送事業は 66 人（16.3%）増となっています。第三次産業では、小売業で 54 人（16.2%）増、飲食店で 18 人（16. 1%）増。また、清掃・と畜業でも 29 人（20.3%）増となっており、死亡災害、死傷災害共に増加傾向が続いています。

愛知県最低賃金は 10 月から 871 円に
～ 最 低 賃 金 改 正 ～

賃金課
☎052-972-0257

7 月 3 日、局長から愛知地方最低賃金審議会会長（中京大学経済学部教授 中山惠子）へ「愛知県最低賃金の改正決定」の諮問がなされ、同審議会での慎重な審議を踏まえて8月4日に答申が行われました。その後官報公示等を終了し、10 月 1 日より愛知県の最低賃金時間額は、現行の 845 円を 26 円引き上げ、時間額 871 円へと改正されます。

中山会長（右）から答申を受ける木暮局長（左）

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場
～ 平 成 2 9 年 度 全 国 労 働 衛 生 週 間 ～

健康課
☎052-972-0256

平成 29 年 10 月 1 日から 7 日までは全国労働衛生週間です。これを契機に、事業場における労働衛生管理について改めて確認しましょう。

中災防
全国労働衛生週間ポスター

事業場の取り組み項目

1 治療と仕事の両立支援

・労働者が治療を受けながら仕事を継続できる職場環境の整備をはじめましょう。

2 過重労働及びメンタルヘルス対策

・労働時間の削減に努めるとともに、長時間労働となった労働者には医師による面接指導等を実施しましょう。

・ストレスチェックを実施しましょう。

・パワハラ・セクハラ等ストレスの原因を的確に把握し、職場環境を改善して予防につなげましょう。

3 化学物質による健康障害防止対策

・化学物質のリスクアセスメントは SDS の交付義務対象である 663 物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象です。化学物質の使用状況を正しく把握し、労働者への影響を評価し、危険・有害性に応じた対策を実施しましょう。

・愛知県内で、一度に複数の労働者が被災する一酸化炭素中毒が多数発生しています。換気不十分な場所でのバーナー・内燃機関の使用はしないようにしましょう。

4 ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン（５月～９月）

・熱中症の予防に重要なＷＢＧＴ値（暑さ指数）に応じた対策を講じましょう。

治療と仕事が両立できる職場環境の整備を
～「愛 知 県 地 域 両 立 支 援 推 進 チ ー ム」を 設 置 ～

健康課
☎052-972-0256

7 月 24 日、治療と仕事の両立支援のための「愛知県地域両立支援推進チーム」を設置し、第 1 回会議を開催しました。

労働力人口の減少、高齢化が進行する中、労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている実態があります。

産業活動の持続的発展を維持するためには、労働者が治療を受けながら活き活きと活躍できる職場環境の整備が必要です。

推進チームでは、参加する自治体等各機関の取組の情報共有を図り、地域の相談窓口などの情報を患者（労働者）や企業へ提供します。また、県内に本社を置く企業に対し、両立支援に係る実態把握のためのアンケートを実施することで課題を明らかにし、取組を推進します。

若者 260 名が参加
～ええがね愛知の夏！就職フェア 2017～

職業安定課
☎052-219-5505

7 月 31 日、ウインクあいちにおいて、愛知県、公益財団法人愛知県労働協会との共催で平成 30 年 3 月大学・大学院・短大・高専・専門学校等卒業予定者及び既卒 3 年以内の方、35 歳未満の若年求職者の方を対象にした企業説明会を開催しました。

参加企業は、愛知県が世界に誇る独自の技術や製品を持つ企業として認定している「愛知ブランド企業」、若者の雇用管理が優良な企業を厚生労働大臣が認定している「ユースエール認定企業」、若者の採用や育成を積極的に取り組んでいる「若者応援宣言企業」の 80 社です。

当日は、260 名が参加し、積極的に各企業ブースを訪問し人事担当者からの説明を熱心に聞いていました。

参加された企業の人事担当者からは、「採用難の状況が続く中、このイベントをきっかけに 1 人でも多くの方に応募していただきたい」との声が聞かれました。

無期転換申し込み権発生本格化が迫る！
～「労働契約法」に基づく無期転換ルール～

指導課
☎052-219-5509

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算５年を超えたとき、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールです。

通算５年のカウントは、平成２５年４月１日以降に締結した有期労働契約から開始します。

労働者からの申し込みと無期労働契約転換

有期契約労働者が、会社に対して、「労働契約を無期に転換する」旨を申込んだ場合、無期労働契約が成立します。（法律上、会社側は、無期労働契約転換の申込みを承諾したものとみなされ、これを断ることはできません。なお、無期労働契約に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。）

申込みは口頭でも有効です。しかし、トラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

注意事項

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

また、有期労働契約の満了前に、使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

【平成 25 年４月開始で契約期間が１年の場合の例】

※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

http://muki.mhlw.go.jp/　無期転換サイト　検 索

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

監督署 ＆ 安定所コーナー

名古屋南署

港で働く方々の安全と健康を確保するために

～平成 29 年度主要港督励巡視パトロール～

愛知労働局と名古屋南労働基準監督署は、港湾労災防止協会が主催する「平成 29 年度主要港督励巡視パトロール」に参加しました。

このパトロールは、全国の主要港のうち 4 港（今年は横浜・名古屋・神戸・福岡）を各 1 日ずつ連続 4 日にわたり実施する大規模なもので、名古屋港に対するパトロールは、2 日目の 8 月 2 日に開催されました。

パトロールには、木暮局長のほか、厚生労働省労働基準局の吉岡中央産業安全専門官も参加。船内において、玉掛け作業者の待避場所が確保され確実に活用されていたこと、沿岸において、運ばれてきたコンテナの上部にクーラーを設置し、作業を行うコンテナ内部に冷風を送り込んで熱中症を防止していたことなど、名古屋港の安全衛生管理が高い水準にあることを改めて確認しました。

子ども連れでも安心して相談できます

～マザーズコーナーを開設～

ハローワーク一宮

ハローワーク一宮では、7 月 24 日からマザーズコーナーを開設しました。

仕事と子育てを両立したい方を対象とし、ナビゲーターと相談員が専属で職業相談を行っています。コーナー内には、おもちゃや絵本などを置いたキッズスペースを設け、利用者が多い午前 10 時から午後 2 時までは安全見守りスタッフを配置し、子ども連れの方が安心して相談できるように環境を整えました。

開設にあたり、自治体広報誌掲載以外にもタウン誌掲載や一宮七夕まつりでの広報物品配布など積極的な周知活動を行いました。開所初日はこれまで求職登録をされていた方のほか、新規の求職登録者も 11 名あり、予想以上の利用者がありました。

今後は、管轄地域である一宮市と稲沢市において出張セミナーを 9 月に開催することで地域での認知度を高めるとともに、自治体とも連携し保育などの各種情報を提供していきます。また、事業所に対しても仕事と子育てが両立しやすい労働環境づくりに理解を求めていきます。

主なイベントの予定

9 月 ～ 10 月初旬

9/6(水)	15:00～16:30	許可申請説明会（旧特定労働者派遣事業者向け）	刈谷公共職業安定所　プレハブ会議室	需給調整事業部 (052-219-5587)
9/13(水)			豊橋公共職業安定所 豊橋地方合同庁舎 6 階会議室	
9/20(水)			春日井公共職業安定所 プレハブ会議室	
9/26(火)			岡崎公共職業安定所 岡崎合同庁舎 5 階大会議室	
9/7(木)	10:00～11:30		愛知労働局広小路庁舎 名古屋広小路ビルヂング　14 階 共用会議室	
9/14(木)				
10/2(月)				
9/21(木)	12:45～16:00	障害者就職面接会（名古屋・尾張地区）	愛知県体育館　第一競技場	職業対策課 (052-219-5507)

編集・発行　愛知労働局　　雇用環境・均等部　企画課
〒460－8507　名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館2階）
TEL（052）972－0252　　FAX（052）961－5798
＜ホームページ＞ http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/